

平成20年第1回福島町議会 定例会(6月会議)議案説明資料

| | | |
|---------|---|-----|
| 議案第1号関係 | 福島町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正 について | P 1 |
| 議案第2号関係 | 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に 関する条例の一部改正について | P 2 |
| 議案第3号関係 | 平成20年度一般会計補正予算(第2号) (第2表地方債補正について) | P 3 |

議案第 1 号関係

福島町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について

1. 提案の理由について

北海道医療給付事業補助要綱の一部改正に伴い、医療給付事業の対象者の年齢拡大により、町の乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正するものです。

2. 改正の内容について

(1) 対象者の年齢について

| 改正後 | 改正前 |
|--------|-------|
| 満 12 歳 | 満 6 歳 |

(2) 助成の範囲

満 6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までは、入院及び指定訪問看護に限る。

3. 施行期日について

平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 2 号関係

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する 条例の一部改正について

1. 提案の理由について

北海道医療給付事業補助要綱の一部改正に伴い、医療給付事業の対象となる重度心身障害者に新たに精神障害者を追加したことにより、町の重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正するものです。

2. 改正の内容について

(1) 重度心身障害者に該当する者について

対象者に新たに精神保健福祉法第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で 1 級に該当する精神障害者を追加するものです。

(2) 助成の範囲

精神障害者にあつては入院を除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては入院及び指定訪問看護に限る。

3. 施行期日について

平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

議案第3号関係

平成20年度福島町一般会計補正予算（第2号）
（第2表地方債補正について）

（単位；千円）

| 起債の目的 | 地方債 補正額 | 起債区分 | 交付税算入 | 交付税区分 | 摘要 |
|-------------|------------|------|-------|-------|------------|
| | | 充当率 | 算入率 | 算入方法 | |
| テレビ中継局整備事業債 | 2,800 | 過疎債 | 有 | 公債費 | 追加補正(新規事業) |
| | | 100% | 70% | 元利償還金 | |